

■ 令和4年度教育行政方針

本日ここに、令和4年第2回 奥州市議会定例会が開催されるに当たり、令和4年度の教育行政の主要な施策について所信の一端を申し上げ、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

新型コロナウイルス感染症が拡大している中、学校生活や生涯学習など、あらゆる教育活動を進めるうえで、子どもたちにも大きな影響を与えています。

教育委員会といたしましては、教育活動における感染症対策を一層徹底し、ICTを活用した学習指導なども行いながら、児童生徒の健康、安全を第一に学びの機会の提供に努めてまいります。

今日の教育を取り巻く社会環境は、急激にそして多様に変化してきており、このような時代を生き抜く人を育む教育は、社会形成の礎であるという認識のもと、教育振興基本計画に掲げる「新しい奥州を担う人づくり」の実現に向けて、教育行政を推進してまいります。

また、未来を拓く人材を育てるため、本市の伝統である「学ぶこと」を念頭に置き、「知育・徳育・体育」の調和的な推進のため、学校教育の充実などに、きめ細かな施策を展開します。

以下、令和4年度のエグゼクティブな教育行政の重点施策

について、第2次奥州市総合計画に掲げる施策の体系に基づき申し上げます。

I 「生きる力」を育む学校教育の充実

はじめに「『生きる力』を育む学校教育の充実」について申し上げます。

1 学校教育の充実

1つ目は、「学校教育の充実」であります。

学校教育は、各学校の学校経営によって支えられており、教育課程に基づき教職員が一丸となって組織的かつ計画的に、教育活動の充実を図っていく必要があります。そのために、教職員の健康・安全を守る職場環境づくりを進め、「教職員の働き方改革」を推進します。

今年度の教育指導は、「人間関係づくりと同僚性を大切にした教育の推進」、「心の教育による『豊かな心』の育成」、「家庭・地域との協働による学校経営の充実」、「岩手で、世界で活躍する人材の育成」を土台とし、次の4点を柱として重点的に取り組みます。

1点目は「確かな学力の保障」です。

昨年度から全面実施された新学習指導要領の趣旨を踏まえ、児童・生徒一人ひとりに確かな学力を保障する教育の充実に努めます。

そのために、説明を聞いて「わかる」だけでなく、つまずきを克服しながら、実際

に自分の力で解決したり表現したりすることで「できる」を実感する授業づくりを目指します。

今年度も「学校公開研究会」、「授業訪問」を、コロナ禍の状況を見極めながら可能な範囲で実施するほか、中学校区内の小中学校が連携して研究を進める授業改善推進研究会を通して、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善と教員一人ひとりの資質の向上を図ります。

また、小学校の外国語活動・外国語と、中学校の英語教育の充実を図るとともに、生徒が英語力の向上に向けて、意欲的に英語検定取得を目指し受験する機会を支援するため、昨年度に引き続き「英語検定の検定料助成事業」を実施します。

さらに情報教育を推進するために、環境の整備を進め、教育現場や情報教育に精通した教員のスキルアップを図るため研修会等を実施します。教員向けの研修は、対面形式での研修に加え、オンデマンド形式も活用しながら、受講しやすい環境を整えます。

今年度から、積極的にＩＣＴを活用した授業を進めます。各家庭の通信環境の調査や、２校のモデル校を中心にノート型パソコンの持ち帰り学習を進めていきます。

また、モデル校のオンライン学校公開など、学校間の情報を共有するとともに、ＩＣＴ支援員や指導主事、関係職員が連携してＩＣＴを活用した授業づくりに取り組み

ます。

２点目は「不登校・いじめの防止」です。

子どもたち一人ひとりの小さな変化に「きづき」、その変化を見逃さず、早期に対応してまいります。

子どもたちの心に寄り添い、学校全体で丁寧にかかわりながら心を「たがやし」、温かい人間関係の醸成を目指します。また、学校の教育活動全体を通して、児童・生徒がお互いの良さに気づき、違いを認め、それを受け入れながら共に支え合う望ましい人間関係を築き、自己肯定感が高まることを目指します。

増加している不登校の対策として、問題行動等対策実行委員会を中心に、関係機関が連携して学校を支えることにより、「未然防止」と「初期対応」を大切にするとともに、児童・生徒の自立が促されるよう支援します。

さらに、いじめ対策として「学校いじめ防止基本方針」に基づいた全教職員による取組を推進します。学校生活アンケートだけではなく、小さいいじめ行為も見逃すことのない教職員の体制づくりをより重視し、「初期対応」を丁寧に行うことを重点に、いじめの解消を図ります。

これら不登校といじめへの対応として、学びと心の指導員や指導主事が継続的に学校を訪問支援するとともに、適応支援相談員による一人ひとりの児童・生徒の支援に

努めます。

3点目は「就学前教育の充実」です。

生涯にわたる人格形成の基盤を培うため、子どもが人と「かかわる」ことに重点を置きます。また、幼児教育施設と小学校との円滑な接続が図られるよう、交流や連携による「つながり」を大切にして参ります。

これらを実現するため、幼児教育施設と小学校の連携・接続について、スタートカリキュラムとアプローチカリキュラムを活用した幼小接続の取組を推進します。幼児教育に携わる教員や保育士と、小学校の教員とが共通理解のもと、連携をとり合うことで、幼児教育から小学校教育へと子ども達がいきいきと学びに向かうことができるようにしていきます。

4点目は「特別支援教育の充実」です。

「共に学び、共に育つ教育」の推進に向けて、校内支援体制の充実を図るとともに、児童生徒一人ひとりの特性やニーズに基づいて計画的・積極的・組織的に「ささえて」まいります。さらに、子どもたちの進路の実現を見据え、一人ひとりの良さを「のばす」ことを目指します。

各学校においては、特別支援教育コーディネーターを核として、校内研修会を実施するなど、組織的な校内支援体制の充実を図ります。幼児教育から高等学校までの継続的な支援と、関係機関と連携した多面的

な支援を行います。

特別支援教育支援員配置事業では、支援員を増員し、関係機関との連携や研修会を通して、個々の状況に応じた支援の充実を図ります。併せて、教育研究所の特別支援教育を担当する職員が、学校を巡回し、児童・生徒のニーズに対応します。

以上の4つの柱に重点的に取り組みながら、子どもたちの心身の健康教育、体育・スポーツ、食育についても取り組んでまいります。

2 社会の変化に対応した教育環境の推進

「『生きる力』を育む学校教育の充実」における2つ目は、「社会の変化に対応した教育環境の推進」であります。

耐震性能が低い校舎などの耐震改修を計画的に実施し、水沢中学校の改築事業については令和7年度からの供用開始を目指し設計業務を進めるとともに、教育施設の快適性を向上させるため、トイレの洋式化率を高め、冷暖房施設の改修や屋内照明のLED化を進めます。

老朽化した教育施設及び学校給食施設については、適正な規模を検討するとともに、改築や改修が必要となった場合は、優先順位を示して計画的に行うこととし、今年度は、（仮称）奥州西学校給食センターの新

築に向けた設計業者の選定等を進めます。

また、集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて児童生徒一人ひとりの思考力や表現力、判断力、問題解決能力等の資質、能力を育成し、社会性や規範意識を身に付けさせるために、学校再編を推進し規模の適正化に努めます。

今年度は、江刺ひがし小の開校、藤里小及び伊手小を岩谷堂小へ統合する準備を進め、さらには、来年度末に統合する姉体小と黒石小、若柳小と胆沢愛宕小の再編準備委員会をそれぞれ立ち上げ、円滑な再編事務を進めてまいります。

Ⅱ 次代をつむぐ歴史遺産の保存と活用

次に「次代をつむぐ歴史遺産の保存と活用」について申し上げます。

文化財は、地域社会の活性化や魅力ある郷土づくり、市民の学習活動における資源でもあります。これら文化財の保存と活用の指針となる文化財保存活用地域計画の策定に着手するとともに、市民、特に未来を担う子どもたちが郷土の歴史を学び、理解して誇りを持つことができるよう、その基本となる歴史遺産の調査研究を進めます。

以下、施策の体系に基づき申し述べます。

1 歴史遺産の公開と活用

1つ目は、「歴史遺産の公開と活用」で

あります。

市内には多くの史跡や歴史的建造物があり、文化財施設には貴重な史料が収蔵されています。

これら歴史遺産を広く公開するとともに、積極的な情報発信を図ります。

また、老朽化が進む施設について、施設の性格、利用状況、市域全体のバランスなどを勘案して、施設の整理統合について検討を進めます。

2 文化財の調査研究の推進

2つ目は、「文化財の調査研究の推進」であります。

旧高野家住宅古稀庵・新座敷など歴史的価値の高い建造物は、国登録有形文化財への登録を進め、古文書など歴史資料や仏像など美術品について所蔵調査を行います。

世界遺産登録推進については、引き続き県及び関係市町と連携して取り組みます。

また、白鳥館遺跡、長者ヶ原廃寺跡については、適切な保存と管理及び整備と活用を図るため、ガイダンス施設の建設に向けた準備を進めます。

3 文化財の保存と管理

3つ目は、「文化財の保存と管理」であります。

文化財を次世代へ継承していくため、定期的な点検を行うとともに、所有者に対して必要な助言を行い、適切な保存と管理が

行われるよう支援します。

市所有の歴史的建造物は、適切な保存と管理を行い、計画的な修繕を進めます。

また、無形民俗文化財の継承と保存のため、郷土芸能祭など発表の機会を提供するとともに、用具更新などへの助成を行います。特に全国の風流芸能団体とともに、ユネスコ世界無形文化遺産への登録をめざす重要無形民俗文化財「鬼剣舞^{おにけんまい}」については、北上市と連携を図り、活動を支援します。

4 文化財保護体制の充実

4つ目は、「文化財保護体制の充実」であります。

文化財を適切に保護するため、文化財指定や保存活用などの重要事項について、文化財保護審議会に諮り、適切に管理を行います。また、関係機関や団体と連携するとともに、職員の知識と技能の習得に努めます。

Ⅲ 大綱「みんなで創る生きがいあふれるまちづくり」のうち教育委員会の所管項目

最後に、市の総合計画に掲げる大綱の「みんなで創る生きがいあふれるまちづくり」における施策のうち、教育委員会が所管するものについて申し上げます。

1 生涯にわたる学習活動への支援

1つ目は、「生涯にわたる学習活動への支援」であります。

市民一人ひとりが、生涯にわたる学びを得ることにより豊かな生き方を築くことができるよう、学習機会や情報の提供など生涯学習の支援を行います。

また、地区振興会による生涯学習事業が効果的に実施されるよう、人材育成などを通じて支援します。

家庭教育の支援及び青少年の育成については、家庭教育講演会や教育振興運動、青少年リーダー育成、放課後子ども教室など各種事業を地域ぐるみで実施し、青少年の社会参加活動への意欲向上や心豊かな人間性の涵養^{かんよう}を図ります。

2 本に親しむ活動の推進

2つ目は、「本に親しむ活動の推進」であります。

読書ボランティアとの連携による幼児や小中学生への読み聞かせ活動、高校生ボランティアの育成や、図書館における読書活動の推進など、子どもから大人までが読書に親しむ環境づくりに努めます。

また、図書館利用者の学習や調査研究における相談業務の実施や情報提供を行うとともに、多様なニーズを捉えた企画展の開催等により、本に親しむ機会を提供してまいります。

以上、令和4年度における教育行政の基本的な方針と施策の概要について申し述べました。

本格的な人口減少社会の到来やデジタル化の進展、新型コロナウイルス感染症、持続可能な社会への対応など、子どもたちの未来と教育をめぐる環境は大きく変容しております。こうした中において、自分の夢や希望に向かって力強く進んでいこうとする奥州の子どもたちは、私たちにとっての希望であり、宝です。

自ら学び考え、必要な知識、能力を身に付け、行動する子どもの育成に全力で取り組みます。

また、誰ひとり取り残さない、SDGsの基本理念のもと、誰もが平等に教育を受けられ、子どもから高齢者まで、全ての市民がいつでも学ぶことができる持続可能なまちの実現に向け、「学ぶことが奥州市の伝統であり 未来である」とする本市教育行政の基本理念のもと、奥州の子どもたちが、変化の時代をたくましく生き抜く力を身につけることができるよう、教育の発展に向けて全力で取り組みます。

議員各位並びに市民の皆様の深いご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、教育行政方針といたします。